第九条第一項の表市町村の項第九号2中「三月三十一日」を「七月一日」に改め、「除いたもの」の下に「（以下「市町村立診療所」という。）」を加え、同号3を次のように改める。

3　診療所病床数は、前年の七月一日現在における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の場合は零とする。）を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.9

算式の符号

A　前年の3月31日現在における医療法第7条第3項の許可を受けた病床の数

B　前年の7月1日現在における診療所稼働病床数

第九条第一項の表市町村の項第九号7⑵中「一五九巴」を「一七八円」に改め、同号9から11までを次のように改める。

9　市町村立の病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の病院（地方公営企業法の適用がある病院にあつては、当該病院の属する地方独立行政法人又は当該病院の属する公営企業型地方独立行政法人。以下この表において「市町村立病院」という。）の病床数（感染症病床数及び結核病床数を除く。）に、一般病床及び療養病床ごとに次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の場合は零とする。）を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.9

算式の符号

A　「繰出金等について」によつて報告された前年の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床を除く一般病床及び療養病床ごとに次の算式により算定した数に、一般病床及び療養病床ごとに次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の場合は零とする。）を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.9

算式の符号

A　「繰出金等について」によつて報告された前年の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

11　市町村立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床及び療養病床を有する病院であつて、主として市町村立リハビリ病院を行う病院をいう。以下この表において「市町村立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床ごとに次の算式により算定した数に、市町村立リハビリ病院病床数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.9

算式の符号

A　「繰出金等について」によつて報告された前年の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

第九条第一項の表市町村の項第九号12中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「平成二十五年度繰出基準」を「平成二十六年度繰出基準」に改め、同号13中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「平成二十五年度繰出基準」を「平成二十六年度繰出基準」に改め、同号15中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号16中「平成二十五年度繰出基準」を「平成二十六年度繰出基準」に、「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号17中「三月三十一日」を「七月一日」に改め、同号18中「三月三十一日」を「七月一日」に、「病床の数又は「繰出金等について」の「7。救命救急センターに関する調」の表頭「病床数」の「数」を「救急告示病院病床数」に改め、同号19⑵中「二六一円」を「二七四円」に改め、同号25中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同